

令和2年度
事業計画書

社会福祉法人 和水町社会福祉協議会

社会福祉法人 和水町社会福祉協議会

令和2年度 事業計画

「基本方針」

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されています。地域住民を会員とする社会福祉法人として、地域住民が直面している地域福祉の課題や問題の解決に取り組み、“赤ちゃんからお年寄りまで安心して暮らし続けられるまち”の実現を目指します。

第2期地域福祉活動計画を基本とし、職員自ら地域に出向いて（アウトリーチ）地域住民の意見・要望等を取り入れ、その中で地域または個人が抱える課題や問題を発見し、その解決に向けて地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、行政、関係団体等の多業種協働による支援を推進します。在宅福祉の分野では、介護保険事業・障がい者自立支援事業の効果的なサービスが提供できるように取り組んでいきます。

今後も、社会福祉協議会の意義・役割について十分に検討し、新たな事業創出も視野にふまえて、既存事業の見直しや課題の整理を行い、地域福祉の更なる充実と向上に向けて、社協職員としての資質向上に努めると共に、職務への自覚と責任を持って取り組んでいきます。

「基本目標」

1. 支え合いの意識と人づくり

福祉座談会の取り組みをもとに、今後、各行政区等での自主的な福祉活動の向上につなげ、平常時の見守り活動をはじめ、一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活ができるまちづくりを目指していきます。

また、ボランティアニーズの発掘や既存団体への継続支援、新たな人材育成などボランティア活動への支援を増進し、今後、福祉の担い手として、家庭・学校・地域が一体となって福祉教育の輪に参画できるような機会を作ると共に、福祉への理解と関心を高めることができる事業を推進します。

2. 協働のしくみづくり

社協・行政、福祉関連事業所・店舗・一般事業所等との連携を進め、専門機関としての役割を果たしていきます。

地域での重層的な支え合いのネットワークを形成していくことで、サービスを必要とする一人ひとりのニーズに応えることが出来るような体制の充実を図ります。

また、住民に身近で頼りになる役割を果たせるよう運営体制の充実を進め、社協事業を広く周知し、住民への理解を図りながら、福祉の総合相談窓口としての機能強化を進めます。

3. 安心・安全なまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、子どもから高齢者までサポートできるような様々な福祉サービス事業を展開し、社協職員の資質向上に努めるとともに、利用者に満足してもらえるサービスの提供を目指し、利用促進、活動周知に努めます。

1. 社協運営に関すること

理事会・評議員会等の開催	3 回程度	各種法令や諸規程を遵守し、地域福祉を目的とした諸事業を効果的かつ効率的に実施し、健全な運営と組織の基盤強化に取り組む。（理事会、評議員会、評議員選任解任委員会の開催）
各種監査及び会計指導	3 回程度	社協監査、町監査、県指導監査、会計士より指導を受け、事業及び経理処理等の適正な運用に努める。
役職員等の資質向上	通年	理事、評議員をはじめ、限られた人員の中で円滑な業務を遂行していくために、職員としての資質向上に努める。
指定管理施設の管理運営 （町受託事業）	通年	和水町より指定管理者の指定を受けて、和水町福祉センターの施設を適正に管理し運営を行う。 （指定期間）平成30年4月1日～令和3年3月31日

2. 社協事業に関すること

（1）住民への情報提供のために

社協広報紙の発行	年 4 回	社協の実施事業や関連事業の周知等を目的に年 4 回発行する。
ホームページ運営	通年	社協の活動やボランティア情報などをホームページやフェイスブックで広く発信し、社協事業の周知を図る。

（2）住民が必要とするサービスを企画・開発するために

ひとり暮らし・高齢者世帯の実態把握	通年	社協から民生委員児童委員に調査依頼を行い、実情に応じたひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等の名簿を作成する。
福祉座談会の開催	通年	地域で福祉座談会を実施し、住民の地域福祉への意識を引き出し、地域での支え合い活動の取り組みを推進する。
座談会後の継続支援	通年	福祉座談会実施済みの地区を対象に、継続的な関わりを持ち、住民主体の地域支え合い活動を支援していく。
困りごとやニーズ調査	通年	地域に出向き（アウトリーチ）、地区ごとの困りごとやニーズの傾向を調査する。

（3）住民が在宅で安心して暮らす事ができるために

居宅介護支援事業 （介護保険制度）	通年	居宅介護支援事業所として、ケアマネージャーによるケアプラン作成を行い、在宅支援などのサービスを提供する。
訪問介護事業 （介護保険制度）	通年	介護保険の認定を受けた方に対し訪問を行い、在宅支援などのサービスを提供する。

訪問型予防事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)	通年	要支援認定者及び事業対象者へ在宅での生活を支援するため、訪問介護員が援助を行う。
居宅介護事業・重度訪問介護事業 (障害者総合支援制度)	通年	障がいを持った方へ訪問介護員を派遣し在宅生活の維持を図る。
通所サービスB事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)	通年	なかよし会・ふれあい会の名称で開催し、要支援認定者及び事業対象者が、手芸やレクリエーション等を行い、参加者の健康維持・生きがい作りの場を提供する。
ふれあいいきいきサロン事業	通年	地域の公民館を活用したサロン活動を広く周知し、新規立ち上げを支援する。
ふれあいいきいきサロン 助成金事業	通年	自主活動のサロンに対し助成金を交付し、実施地区においては広報などで活動紹介を行い、各地域での開催を促す。
男性料理教室事業 (町受託事業)	通年	月1回、なごみ食の会会員の指導のもと、基本的技術の修得や交流の場を提供する。
男性の集いの場づくり	通年	男性の閉じこもり防止や、社会参加を促すことを目的とした集いの場として、健康マージャン教室などを開催する。
介護予防教室運営事業 (町受託事業)	通年	現在、町内59地区で実施され、内33地区を社協で受託。体操を通して、健康維持だけでなく、交流の場としても機能出来るよう努める。
食の自立支援事業 (町受託事業)	通年	週2回、配食サービスを実施し、福祉施設協力のもと対象者宅へと配達を行う。
地域福祉権利擁護事業 (県社協受託事業)	通年	判断能力が不十分な方の福祉サービス・預金・日常の金銭管理を専門の支援員が行う。
まごころ安心預かりサービス事業	通年	地域福祉権利擁護事業に該当しない方で、日常の金銭管理などが必要な方に対して預かりサービスを実施する。
福祉講演会	通年	福祉に関する各種講演会を企画し、住民の福祉への意識向上に付与する。
認知症家族会	通年	町が行う「認知症家族会」への協力を行い、介護に役立つ情報や講習会など、当事者同士のつながり作りの場を提供する。
福祉機器貸出事業	通年	一時的に福祉機器（電動ベッド、ギャッジベッド、車椅子他）を必要とする方への貸出しを実施する。

(4) 住民の暮らしの相談・苦情受付のため

法律相談事業 (町受託事業)	通年	毎月第4金曜日に、司法書士による専門相談を実施。事前予約制として一人30分の相談時間を設定。
補聴器相談事業	通年	専門業者による相談を年6回実施し、補聴器や聴力に関する不安や悩みについて相談を受け付ける。

生活困窮者自立支援事業 (県社協受託事業)	通年	様々な理由で経済的に困窮される方に対し、就労など自立に関する相談・支援窓口を設置。課題解決に向けた支援調整会議を随時開催し、伴走型の支援で課題を分析し問題解決、生活の再建を支援する。
福祉金庫貸付	通年	社協独自事業で、和水平民を対象に5万円を上限に貸付けを行う。
緊急時における食料等の提供	通年	生活困窮等の相談者が、必要な支援サービスを受けることが出来るまでの、繋ぎの支援として食糧等の提供を行う。
生活福祉資金の受付・相談 (県社協受託事業)	通年	低所得者・高齢者・障害者世帯等を対象とし、社会参加を促し、安定した生活を送れるように支援する。
高額療養費の受付・相談	通年	国民健康保険被保険者を対象に、高額な医療費が一時的に困難な世帯に対して貸付を行う。
苦情相談の受入れ体制	通年	社協に対する苦情・ご意見等に対応し、そのための苦情相談窓口・第三者委員等を設置する。
メールやアンケートによる意見収集	通年	住民からの意見や感想を把握し、更なる住民サービスの提供や新規事業の検討につなげるため、ホームページや社協だより等において募集する。

(5) 住民や団体の活動推進のため

物品貸出事業	通年	社協で保有する貸出可能な物品の貸出しを行い、地域住民の交流、学習活動などの円滑な運営を図る。
社協公用車貸出	通年	関係団体や福祉団体での使用及び福祉に関わる地域活動において、必要に応じ社協公用車の貸出しを行う。
関係団体への協力・支援	通年	行政や関係団体等への行事協力をを行い、相互協力関係を構築する。
民生委員児童委員協議会	通年	民生委員児童委員と協働し、地域の高齢者や子供の現状などを把握し、見守り体制を構築するとともに、必要な支援を行う。
老人クラブ連合会	通年	老人クラブの各種活動が円滑に行われるよう支援する。

(6) 子どもたちの健全育成及び次世代育成のために

児童デイサービス事業	年1回	夏休み期間中に、学生によるボランティアの協力を得ながら、小学生を対象に様々な体験や学習の機会を設ける。
福祉体験学習	通年	小・中学校での総合的な学習の時間の中で、体験学習を行い、福祉について考えるきっかけ作りの場を提供する。
ボランティア福祉協力校 助成金事業	町内小中学校	学校での福祉活動推進のために申請に応じて、活動費を助成する。
実習生受入体制の整備	通年	大学等からの社会福祉援助技術現場実習やヘルパー養成事業所からの実習を随時受け入れる。

(7) 事業費募集のため

社協会費募集	年 1 回	社協が住民の組織であることの周知と併せて会員募集による自主財源の確保を図る。
寄付金（一般・香典返し）の受付	通年	社協への寄付として、香典返しやその他の寄付金を受付、事業等の財源とする。
日本赤十字社会員募集	通年	日本赤十字社和水町分区の事務局として、運動月間（5月）に赤十字活動の会員増強や会費募集を展開する。
赤い羽根共同募金運動	通年	和水町共同募金委員会の事務局として、運動月間（10月～12月）に地域福祉のための募金活動を展開する。

(8) ボランティア活動の推進・啓発のため

ボランティア連絡協議会への支援	通年	町ボランティア連絡協議会に対して、活動費の助成を行い、社協のボランティア活動へ協力する加盟団体に対しては必要に応じて協力を行う。
ボランティア活動への支援	通年	町内で実施されているボランティア活動へ助成金や対象者への周知などの協力を行う。
サロン・ボランティア養成講習会	年 1 回	サロン活動におけるボランティアリーダーの養成を行い、ボランティア同士の定期的な情報交換等を行う。
中学生ワークキャンプ事業	年 1 回	中学生を対象に、各施設の協力のもと、一日・宿泊体験を通して、福祉の担い手、福祉について考えるきっかけ作りの場を提供する。
ボランティアに関する相談受付や活動紹介などのマッチング	通年	町民にとって身近な相談窓口となり、ボランティアセンターの円滑な運営を図り、住民のニーズに応えることが出来るよう、関係団体との良好な関係作りを進める。

(9) 住民がお互いに支え合うふれあいのまちづくりのために

ひとり暮らしふれあい招待会	年 2 回	65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、年 2 回、菊水・三加和地区で実施し、講演会・食事会を通して、相互の親睦を深め、生活に楽しみが持てるような内容を企画・実施する。
出前講座などの職員派遣	通年	地域や団体等を対象に、福祉に関する勉強会や講習会を開催し、認知症や介護等の理解が深まるよう努める。
世代間交流事業	通年	町内小学生から、ひとり暮らしの方への年賀状送付や、通所サービス内で子育て広場との交流を図り、世代間の交流を促す。
生活支援体制整備事業（町受託事業）	通年	地域住民が主体となった地域づくりの仕組みを構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズの掘り起こしや新たなサービスを創出し、各団体連携のもと推進します。
関係団体との協働体制の構築（協議体）	通年	ニーズ調査等で抽出された福祉課題の情報を共有する場を設け、各種団体・関係機関等のそれぞれの機能を活かしながら、連携して課題解決に向けた取り組みを行っていく。

生活支援サービス「なごみのわ」	通年	生活支援サービスとして、会員登録による住民相互の助け合い事業「なごみのわ」を運用し、日常生活を支援する
ファミリーサポートセンター事業 (町受託事業)	通年	就業などの理由がある場合に、協力会員による子どもを預かるサービスを実施し、安心して預けられる環境を整備する。

(10) 防犯・防災のために

町防災訓練での連携・協力	年1回	町防災訓練での協働を行い、炊出し訓練や災害ボランティアセンターなどについての啓発を行う。
地域での防災訓練への支援	通年	地域防災力の強化として、地区で行われる防災訓練や炊出し訓練等への人的及び資機材貸し出しなどの支援を行う。
災害時応援協定	通年	荒玉郡市（2市4町）社協で協定を締結しており、災害時には相互に情報共有や人的支援等を行う。 また、山鹿市など近隣の社協との協定も視野に入れる。